



栃木県公報

平成25年
2月19日(火)
号外
第7号

目次

議 会

○栃木県議会議規則の一部改正..... 1

議 会

栃木県議会議規則第一号

栃木県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年二月十九日

栃木県議会議長 三 森 文 徳

栃木県議会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会議規則（昭和三十七年栃木県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 請願（第八十七条～第九十二条）」を

「第九章 請願（第八十七条～第九十二条）」を

第九章の二 公聴会及び参考人（第九十二条の二～第九十二条の八）」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条から第八条まで 削除

第十八条中「第一百五十二条の二」を「第一百五十二条の三」に改める。

第七十二条第二項中「第九十二条の二第四項」を「第九十二条第三項」に改める。

第七十四条の見出し中「閉会中の」を削り、同条中「閉会中も」を「次の議会においても」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第九十二条の二 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第九十二条の三 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第九十二条の四 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮つて定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第九十二条の五 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第九十二条の六 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第九十二条の七 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、

議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第九十二条の八 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前三条の規定を準用する。

第九十五条第三項を削る。

第九十六条第二項中「前条（議長及び副議長の辞職）第二項及び第三項」を「前条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七十二条第二項の改正規定は平成二十五年三月一日から、第六条から第八条までの改正規定、第七十四条の改正規定、第九十五条第三項を削る改正規定及び第九十六条第二項の改正規定は同年四月一日から施行する。